

税理士会の要望実現のために活動しています

近畿税政連



近税政HP

令和8年(2026年)

8月10日

第279号

発行所 近畿税理士政治連盟

発行人 那須弘敬/編集人 小川宗彦

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <https://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp

満月に輝くブルーキャッスル(第3回写真コンテスト「入選」)

撮影…新田裕夫(北支部)



■ うえの賢一郎厚生労働大臣
との対談……………3

■ 全国女性税理士連盟
との懇談会……………10

焦点

税政連の会費収納率の向上を目指し会費納入をお願いをしているが、「税政連がどのような活動をしているのかわからない」という声をよくいただく。そのため折々に税政連の活動報告の機会をいただき、ご理解いただけるよう努めているものの、十分に伝わっていない状況である。ここで改めて税政連活動の意義を確認し

たい。税政連は、税理士会の建議要望の実現を目的として設立された政治団体であり、税制改正要望の実現や税理士制度に関する重要課題の解決に向けて活動している。法律は、国会議員や行政機関が草案を作成し、国会において決定されるため、税理士会の意見が法律に反映されるよう、税政連は政党や国会議員等に対して陳情活動をおこなっている。

また、その活動の成果を得るため、税政連の趣旨に理解のある国会議員等を選挙の際に推薦し、税理士による後援会を結成して選挙支援活動も行っている。令

税理士の想いを制度として実現するために

和8年度税制改正においては、適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し等が実現し、活動の成果が得られた。これらの活動は、会員の皆さまからいただく会費によって支えられている。活動の成果は、すべての税理士が等しく享受する一方、会費を納めているのは、その一部の会員にとどまっているのが現状である。税理士と政治は切り離すことはできず、税政連の役割は重要である。これらの税政連活動の意義をご理解いただき、会費納入へのご協力をお願いしたい。

(財務委員長 吉田智代)

主張

税理士会の建議権

副会長 矢田善久

税理士政治連盟の活動の拠り所にもなっている条文である税理士法第49条の11では次のように規定されている。

(建議等)

第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(この権利は、49条の15で日本税理士会連合会に準用されている。)

日税連では、毎年、全国15の単位税理士会の調査研究部から提出された「税制改正に関する意見書」を基に策定した「税制改正に関する建議書」を同会理事会で決定し、財務省、国税庁、総務省などの関係省庁に対し建議を行っている。

この日税連の建議権をより強める制度設計を行うべきという議論がある。他の専門家団体の建議とは大きく異なり、税理士会の建議は税制改正に対して「税法のあるべき姿」を提示するという意味で強い公共性を有しており、この建議を通じて国家運営の支援をするという機能を持つからである。しかし、現在の建議がどの程度実際の税制改正に影響を与えているかは不明である。

随分前から建議書の提出先が行政庁であることを問題視する意見はある。三木義一名誉教授は、規制・制約する相手に提案していることになり、税制改正を課税庁主導の下で行わざるを得ないという現状がそもそも立法手続法の理念からして問題である。実務家がまとめた問題点を第三者が公平に判断するシステムが必要である。行政と行政客体から相対的に独立している議会、ないしはその専門機関のもとで審議し、改めていくシステムに切り替えないと手続法の根本は変わらない、と指摘されている¹⁾。最近では、藤間大順准教授も、建議書の名宛人を権限のある官公署ではなく国会としたうえで、日税連の建議書に書かれた改正項目のうち税制改正大綱に盛り込まれなかった内容については、衆議院財務金融委員会や参議院財政金融委員会の審議において取り上げることを求めることができるようにするなど、建議権の内容をより実質化していくべきである、と提言しておられる²⁾。

ちなみに、日本商工会議所法の第65条1項1号では次のように規定されている。

第65条 日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

一 全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

この条文からすると、建議の名宛人を国会とする改正は十分に可能であると思われる。もしこの改正が実現できれば、税政連の活動の成果がより顕著になるであろう。

1) 三木義一「租税手続上の納税者の権利保護」租税法研究37号18頁(2009年)

2) 藤間大順「税理士と税務行政のこれまでとこれから」神奈川大学法学55号195頁(2022年)

目次

焦点	1	税理士制度発展募金協力者	12
主張 税理士会の建議権	2	第4回写真コンテスト終了案内	13
うへの賢一郎厚生労働大臣との対談	3	第60回定期大会の案内	13
後援会ニュース	8	かんさいすずめ	14
全国女性税理士連盟との懇談会	10	銀河系	14
税政連Q & A	11		

うえの賢一郎厚生労働大臣との対談

5月18日 厚生労働省大臣室

(小川) ただ今から、うえの賢一郎厚生労働大臣と那須弘敬近畿税理士政治連盟会長による対談を始めさせていただきます。

【社会保障制度の持続可能性と未来への課題】

(小川) 国民の安心や生活の安定を支える社会保障制度ですが、令和8年度予算での国の一般歳出で社会保障関係費が約56%を占めています。今後の社会保障制度の在り方について、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

■持続可能な社会保障費の財源確保について

(那須) 毎年増大する医療費ですが、持続可能な医療保険制度全体のあり方についてどのような方向性をお考えですか。

(うえの) まず前提として、我が国は世界でも最高レベルの平均寿命であり、医療制度は高い医療水準を維持し続けているということです。これは他ならない医療保険制度によるものです。しかし近い将来の人口構造の変化を踏まえますと、「支える側」と「支えられる側」の負担と給付のバランス、世代間のバランスについても検討していかなければならないと思います。

このことを踏まえ、医療保険部会では負担の公平性の観点から負担能力に応じた保険料や医療費の負担についての方向性を検討しています。

■増大する医療費と若年層の負担軽減に向けた施策

(那須) 我々が負担する医療費ですが、世代間の格差に対する施策、特に若年層の負担についてどのようにお考えでしょうか。

(うえの) 世代間の医療費のバランスですが、誰も年齢を重ねるにつれ医療費も増えるわけですから、後期高齢者の医療費水準がそれ以外の世代に比べて高いというのは致し方ありませ

ん。しかし人生100年時代を迎える中、高齢となっても地域や仕事で活躍される方の増加や、健康意識の高まりで、平成20年以降、健康寿命の延伸や予防・健康づくりの取組が進んでいます。それでも令和7年度の後期高齢者医療費は19兆円にのぼり、これに対して負担していただいている保険料は1.4兆円と、到底賄うことはできず、現役世代からの後期高齢者支援金に頼らざるを得ない状況です。また、現役並み所得がある方にも応分の負担をお願いするほか、今後は金融所得をお持ちの方にも、その所得に応じて保険料、医療費の負担をお願いしていきたいと思います。金融所得については現在、上場株式の配当など申告不要制度によって所得計上を選択できますが、金融所得の把握については、厚生労働省だけではなく、国税庁や金融庁など他省庁も含め、医療保険にかかるシステム全体の抜本的な制度設計の構築が必要になってきます。こうした制度設計を通じて、現役世代に負担が偏りがちな構造を見直し、応能負担について、よりご理解をいただき、誰もが納得できる全世代型社会保障制度の構築を推進していくことが必要と考えています。

■年金の所得の不公平感について

(那須) 在職老齢年金の支給停止基準額が緩和され、今年度より65万円に引き上げられました。高齢者の就業・活躍を後押しし、就業調整が発生しない中立的な仕組みに緩和されたことは良かったと思います。個々のライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度へ移行していくことは必要であると思います。しかしながらさまざまな立場の納税者と接する税理士からすると、いささか不公平ではないかと思うところがあります。収入が給与のみの場合は基準額を超えると年金は減額されますが、給与以外の収入、例えば金融所得や不動産所得、事業所得



うえの賢一郎 厚生労働大臣

の収入があったとして、当然ですが年金は減額されません。この点、いかがお考えでしょうか。

(うえの) この年金の受給停止について、不公平感を抱く方もおられるかと思います。今後、何らかの方向性を示して誰もが納得できる年金制度を設計していくよう、検討する必要があるかどうかと思います。

【中小企業支援と経済環境の現状】

(小川) 中小企業に対する支援ですが、特に昨今の物価高騰対策や中小企業の持続化への施策についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

■物価高騰などの現在の経済状況下における中小企業の現状

(うえの) 最近の物価高騰は、政府としても対策を進めていますが、実際の中小企業の状況はいかがでしょうか。

(小川) 中小企業支援に取り組んでいる中で、やはりここ最近、現場の事業者の方がちょっと疲弊しているなど感じます。現場では、地政学的リスクや為替変動による原材料費の高騰、人手不足、人件費の上昇、コロナ融資の返済という難題が同時に起こっています。

その上、小規模事業者は価格転嫁が進まず、利益が出にくい状況です。

(うえの) やはり価格転嫁が大きな壁になっているのですね。

(小川) そうなんです。長年の取引関係があると「値上げを言い出しにくい」という心理的な

ハードルがあります。その結果として賃上げの原資が確保できないという声も多く聞かれます。

■取引価格の適正化など、経営を守るために

(うえの) まず中小企業の人にはしっかり儲けてもらわないといけいないので、物価高の中でちゃんとそれが取引価格に適正に反映されているのか、転嫁されているのか、我々も力を入れて「中小受託取引適正化法」等を整備して取り組んでいるんですけども、それは実効性があるものにはないといけないなと思っております。

事業分野によって多種多様な課題があるため、業界ごとの声をしっかり受け止めて収益を上げてもらうような、そうした取組を後押しできればと思っています。

(那須) それは心強いです。現場が直面する課題を幅広く拾い上げて政策推進に活かしてください。

■中小企業への税制面での支援

(うえの) 税制支援についてもご意見を伺いたいです。現場ではどうでしょうか。

(長谷川) 現在、食品の消費税率について議論が進んでいますが、中小企業の持続化には、事業承継・相続税の問題も避けては通れません。法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限は来年9月末までですね。これ以上の延長はないでしょうし、中小企業の株式を贈与や相続する場合の株価評価方法にもこの先メスが入るのですね。

(うえの) 取引相場のない株式の評価の見直しですね。

(野坂) そうなんです。類似業種比準方式や配当還元方式による評価方法が適切に機能していないおそれがあるという会計検査院の検査報告において指摘があったようですね。

(うえの) 制度の不公平性や時代の変化による不適合は正さないといけません。

(野坂) 評価通達の見直しは、相続税負担が増加するため丁寧な周知をおこなってほしいです。その上で、事業承継に関しては従来と違う

使いやすい税制度の構築を望みます。

【税制改正への要望と 新たな仕組みづくり】

(小川) さて、引き続き、税制改正と新たな仕組みづくりについて伺います。うえの大臣は、以前、税調のインナーでいらっしゃった頃とはお立場が異なりますが、現在はどうにお考えでしょうか。

(うえの) 今、高市内閣では国民会議というのを設けて、税と社会保障の一体改革というのをやらせていただいています。当面議論しているのは、消費税の関係と給付付き税額控除のことなのですが、減税と給付を組み合わせることは行わず、給付に一本化して、所得に連動したきめ細かな支援を行おうとしています。

(野坂) その中心になるのがマイナンバー制度ですね。つまり、税務情報、社会保障情報、給付情報を連携することで、所得の把握、給付判定、支給手続を効率化できます。それは、まさに「申請主義から自動支援へ」の転換ですね。

(うえの) 国民会議としては、将来的に所得税と社会保障給付を一体的に設計する仕組みを目指しています。複雑化した給付制度を一本化することは、国民にとって分かりやすく、公平で効率的な制度改革につながります。税制と社会保障を連携させることで、必要な人へ必要な支援を迅速に届けることができます。今後の社会保障改革の重要な柱になると考えています。

マイナンバーによる自動給付における改革の鍵となるのがやはりデジタル基盤です。所得情報と給付情報を連携し、原則として申請不要の自動給付を実現します。

支援が必要な方に対して、行政側から迅速に給付を行う仕組みへ転換していきます。行政コスト削減にも大きな効果が期待できます。

(長谷川) 非上場株式の評価方法にメスが入るみたいですね。中小企業の株価である類似業種比準株価は、純資産価額に比べて低い水準にあるという指摘を会計検査院から受けて、国税庁



那須弘敬 近畿税理士政治連盟会長

が評価の見直しの方向性を示しましたよね。

(那須) 今後の中小企業経営に多大な影響を及ぼすことになりますね。

実際に承継を進めようとなると、土地や自社株の評価が大きな負担になると感じます。特に非上場株式の評価は会社が保有する不動産の価値に大きく左右されます。都市部では土地価格が高騰しているため、収益力以上に株価が高く算定されるケースも少なくありません。会社の利益はそれほど大きくないのに、相続税評価額だけが高くなってしまい、その結果、後継者は多額の納税負担を抱えることになります。また、事業承継後に納税資金を確保するため、事業用不動産を売却せざるを得ないケースもあります。すると、中小企業事業承継税制の特例措置が期限切れとなることを踏まえ新たな事業承継税制を考えないといけませんね。非上場株式の評価方法にメスが入るとなると、なおさらですね。

(長谷川) いわゆる非上場株式の評価方式の見直しについては、今年の秋頃には、有識者会議による方向性のとりまとめが行われ、令和9年度税制改正大綱に盛り込み、早ければ令和10年1月から新たな評価方式となりそうです。

【DX推進と生成AIによる 業務の未来】

(小川) はじめに、高市政権の成長戦略と税理士業界の役割について伺います。いま、日本全体で「人手不足」が大きな問題になっています。これに対して高市早苗政権は、AIやデジタル技

術を「成長戦略」の柱にして、国をあげて使いやすい環境づくりを進めています。本日のテーマについて伺いますが、わが国の動きは税理士業界にどのような影響を与えそうでしょうか。

(那須) 税理士業界にとっても、人手不足は本当に深刻な問題です。ですから、高市政権が掲げる「世界で最もAIを使いやすい国」という目標は、とても心強いですね。税理士事務所がデジタル化で強くなることは、私たちが支えている地域の中小企業を元気にすることにも、そのままつながっていくと感じています。

(うえの) デジタル化の進展とクラウド利用の実践例について、デジタル化の第一歩として、これまでの「紙の書類」を使ったやり取りから、インターネット上でデータを安全に保管する「クラウド化」への移行がすすめられています。

多くの事務所でクラウドの導入が急速に進んでおり、主に二つの良い効果が出ています。

第一に離れていてもアドバイスできることです。例えば、納税者と遠く離れていても、クラウドで同じ会計の画面を見ながら、その場ですぐに経営の相談にのることができます。

第二に、セキュリティ面での安心です。事務所のパソコンの中にデータを残さない仕組みにするので、万が一の災害や紛失があっても、情報が外に漏れる心配を減らせます。国が用意している「デジタル化・AI導入補助金」などのサポートも、こうしたクラウド化への大きな後押しになっています。

(小川) 次に生成AIの活用について、クラウド化の次のステップとして、「生成AI」が注目され

ています。現場では「使いこなせるか不安だ」という声もあるようですが、こちらについてはどうですか。

(野坂) 最初は不安でも「まずは使ってみよう」と試してみると、驚くほどの成果が出ています。特に打ち合わせや会議などの「音声」を使ったやり方が好評です。

文字起こしアプリを活用し、打ち合わせの録音をシステムにつなぐと、AIが自動で文字起こしをおこないます。同じ話の繰り返しをカットして、大事なポイントを分かりやすく整理してくれます。

これまで人間が何時間もかけていた書類を短時間で作成できるため、事務の負担は劇的に軽くなっています。

(小川) 最後に今後の技術導入がもたらす効果と期待について、政府は、安心・安全にAIを使えるように、セキュリティや著作権のルール (AI事業者ガイドラインなど) の整備もすすめています。これからの税理士業務はどのように変わっていくと思われますか。

(那須) 将来的には、AIは単なる便利な道具ではなく、仕事のシステムの一部として当たり前にならなっていくでしょう。これまでの事務作業をAIが引き受けてくれば、税理士はより高度な相談や、付加価値の高い「人間にしかできないクリエイティブな提案」に集中できるようになります。デジタル技術と信頼できるAIの力を組み合わせることは、税理士の生産性を高め、日本経済を再び力強く成長させるための「最大の鍵」になると期待しています。

【今後の展望】

(小川) 税制や社会保障などいろいろなことをお伺いしてきましたが、今後の税制、社会保障についてどのような展望をお持ちでしょうか。

(うえの) 厚生労働大臣の立場から申し上げますと、社会保障制度は持続可能なものである必要があるため、高市総理大臣のもとで国民会議を設け、税と社会保障の一体改革の議論を進めて



います。今、議論しているのは、消費税と給付付き税額控除についてです。政府全体として社会保障改革に取り組み、増大し続ける医療費などの社会保障給付について、消費税だけでは賄うことができず、一般財源からも支出しており、必要な医療を届けられるように適正化することと、若い方とくに現役世代の負担感が高まっていることをどう解消していくかを示せるようにしたい。1つの医療改革をすると1,000~2,000億円程度の削減になります。これを国民一人当たりになると月額100円程度となり、その改革にどれほどの必要性があるのかといわれます。しかし、このような改革を進めなければ医療費の削減ができません。現状の医療サービスを維持しながら改革を進めようとするとその財源をどこに求めるか、いかに財源を確保するかが問題であり、今後の課題であると考えます。

(那須) 税理士会としては、給付を推しています。9月には税理士法に基づき税制改正の建議をさせていただきます。また、令和9年度の税制改正の目玉は「取引相場のない株式の評価」方法の見直しです。その影響は事業承継税制にもおよぶものと考えられます。そのあたりについてもご支援をお願いします。

【税理士へのメッセージ】

(小川) 本日は、いろいろなお話ができ、ありがとうございました。最後に近畿税理士会の約



前列：うへの賢一郎議員。後列右から、那須弘敬会長、野坂喜則後援会会長、長谷川隆史幹事長、司会の小川宗彦広報委員長

15,000人の会員に何かメッセージをいただければ幸いです。

(うへの) 税理士は、日常的に中小企業に寄り添って適正な納税を実現していただくことはもちろんのこと、経営上の的確なアドバイスを行っていただいていると考えています。これから経済状況が厳しくなっていくことも想定されるなかでとくに地方の中小企業の経営に資するような助言をしていただくようお願いします。また、最近の傾向として「働き方」改革に関連する情報提供も行っていただき、中小企業の労働環境の改善にもつなげていただきたいと思います。

(小川) 最近、現場の中小企業は疲弊しているようにみえます。税制面での支援をお願いします。

(うへの) 適正な価格転嫁や業務のDX化の支援についても考えたいと思います。

(那須) 長時間にわたり社会保障と税の一体改革などのお話をいただきありがとうございます。引き続き、これまで同様のご支援をいただきますようお願いしまして、座談会を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

うへの賢一郎 衆議院議員 (滋賀2区・自民党)

昭和40年3月	滋賀県長浜市生まれ
平成2年3月	京都大学法学部卒業
4月	自治省入省
平成17年9月	衆議院議員初当選（現在7期目）
平成19年10月	自由民主党税制調査会幹事
平成24年12月	自由民主党国会対策委員会副委員長
平成26年9月	国土交通大臣政務官
平成27年10月	自由民主党財務金融部会会長
平成28年8月	自由民主党経済産業部会会長
平成29年8月	財務副大臣
令和元年9月	自由民主党副幹事長
令和2年10月	自由民主党税制調査会幹事
令和3年10月	衆議院内閣委員会委員長
令和4年8月	自由民主党政務調査会副会長
10月	衆議院厚生労働委員会筆頭理事
令和5年1月	自由民主党PFI推進特命委員会委員長
10月	衆議院予算委員会理事
令和6年2月	衆議院内閣委員会筆頭理事
11月	衆議院厚生労働委員会筆頭理事
令和7年4月	自由民主党物流調査会会長
10月	厚生労働大臣

後援会ニュース

高市早苗後援会

開催日 令和 8 年 4 月 11 日

場 所 ホテルリガーレ春日野

来 賓 那須 弘敬 近税政会長

景山 良一 近税政奈良県支部連会長

埴田 弘之 近税会奈良県支部連会長



税理士による高市早苗後援会の第27回定期大会は、大平浩司会長によるあいさつで開会し、議案はすべて可決承認された。

続いて那須近税政会長から「高市首相の内閣は依然高い支持率であるが、それは意思決定の速さ、情報収集と勉強の基礎があることによるもので、派閥政治に戻ることなく手腕を発揮していただきたい」とのあいさつがあり、景山支部連会長からは「この組織を盛り上げていくためにも会費の納入率アップは必須である」とのあいさつがあった。

続いて、代理出席の木下第一秘書からは高市首相について「2月8日は大きな決断をするにあたって国民の信任を得るべく選挙をさせていただいた。トランプ大統領と話ができるのは高市だけだと、世界のトップが高市詣でをされている。来年は世界がどうなっているかわからないが、首相が高市で良かったという結果になるべく日々働いています」との報告があった。

高市首相からの祝電が披露された後、埴田支部連会長の乾杯のあいさつで懇親会が開催され、盛会裏に終了した。(奈良支部 東真由美)

杉ひさたけ後援会

開催日 令和 8 年 4 月 20 日

場 所 ホテルアウィーナ大阪

来 賓 杉ひさたけ 参議院議員

那須 弘敬 近税政会長

長谷川隆史 近税政幹事長



山本敬三幹事長の司会のもと、開会宣言がなされ、高橋康人会員を議長に選任し第 1 回定期総会が始まった。

上程された第 1 号議案と第 2 号議案が合わせて審議され、可決承認された。続いて第 3 号議案、第 4 号議案も審議され無事可決承認された。

来賓祝辞では、那須近税政会長より祝辞があった。

次に杉議員からごあいさつと以下の国政報告がなされた。

昨年の選挙に支援をいただき感謝しているとのこと、また与党から野党の立場となり環境が激変した。国会審議では、予算審議の理事となり国会審議に携わった。解散総選挙の影響から、予算審議の日程調整が大変であり暫定予算も組みながら予算審議が終了した。また並行して、税制改正が審議され、4月7日に成立した。参議院では、政権与党は少数与党となるので、慎重な議会運営が求められると述べた。

総会終了後、懇親会が開催され盛況のうちに散会した。

(天王寺支部 鎌倉邦裕)

吉井章後援会

令和8年4月24日、からすま京都ホテルにおいて、税理士による吉井章後援会の第3回定期総会が開催された。



来賓として吉井章参議院議員、西田昌司参議院議員、近税政より和田浩孝副幹事長、近税政京都府支部連より高橋宏至会長および數壽人幹事長が出席した。

松永幸大幹事長の司会により開会が宣言され、榎和哉会長によるあいさつがあった。

その中で今年度は会員の増強に努め、3月31日現在で118名になったと報告があった。

引き続き榎会長が議長となり、三つの議案について慎重審議の結果、全て可決承認された。

和田副幹事長は那須弘敬近税政会長からの祝辞を代読し、吉井議員に対し、税制建議への協力に対するお礼などを述べた。

続いて西田議員が、高市早苗首相が不安定な政権から脱却するために解散総選挙に打って出た勇気を称賛した。

吉井議員のあいさつおよび国政報告ではイラン情勢に関連して、石油製品の輸入が滞ることが予測されるが、政府としては出来るだけ石油備蓄を取り崩し、補助金などで国民の生活安定化を図っていくつもりだが、これにも限度があり、苦慮している旨の説明があった。

懇親会は佐々木栄美子副会長のあいさつに始まり、高橋支部連会長の乾杯により終始なごやかな雰囲気で行われ、荒尾正久副会長の万歳三唱で締めくくられた。(右京支部 平野 烈)

国重とおる後援会

令和8年4月27日、税理士による国重とおる後援会第2回定期総会がホテルプラザオーサカにて開催され、多数の会員が出席した。来賓として、国重とおる衆議院議員、那須弘敬近税政会長、長谷川隆史近税政幹事長、村川儀晃大阪府第2支部連会長が出席した。



松本浩幸会員の司会で開会が宣言され、谷口嘉信会長から「後援会会員に対する謝辞と令和8年2月におこなわれた衆議院議員総選挙において、絶大な支援のおかげで中道改革連合の近畿ブロック比例代表として当選することができた。国政へ復帰されることになったので、しっかりとがんばってもらいたい」とのあいさつがあった。次に梶谷倫三会員が議長に選出され議事に入り、事業経過報告・収支決算報告等の全ての議案が可決承認された。

来賓の那須近税政会長が「税政連は、常に人物本位で応援していく。国重とおる先生には税理士としての資格もあり、税制改正にさらなる期待を寄せている」と祝辞を述べた。

引き続き、国重議員があいさつされ、選挙でのお礼と国政報告を述べた。

その後、谷口会長から令和8年度税制改正に対するお礼を述べるとともに、実現できなかった項目についての陳情をおこなった。

定期総会終了後の意見交換会では、国重とおる議員が各テーブルを回り、率直な意見交換がおこなわれ、なごやかに終了した。

(後援会寄稿)

とかしきなおみ後援会

開催日 令和 8 年 5 月 11 日

場 所 サニーストンホテル (吹田市)

来 賓 とかしきなおみ 衆議院議員

後藤 圭二 吹田市長

那須 弘敬 近税政会長

長谷川隆史 近税政幹事長

宮口 太 大阪府第 3 支部連会長

税理士によるとかしきなおみ後援会の第 18 回定期総会が上西通氏幹事長の司会のもと、金子



薫会長の開会宣言により開会された。後藤圭二吹田市長より「近年の吹田市の発展には、とかしき議員の力が大きく関与しており、今後とも吹田市のためにも、より一層の支援をお願いしたい」とあいさつがあった。

次に、令和 7 年度の定期総会の議案が前田明仁事務局長の議事進行により、すべて可決承認された。那須近税政会長より「納税者のための租税制度の確立と我々税理士の要望の実現のためにご尽力をお願いします」とのあいさつのあと、とかしき議員から「税制や社会保障などで日本が世界をリードできる制度を作っていくためにしっかりと取り組んでいきたい」と決意が示された。

来賓の長谷川近税政幹事長と宮口太第 3 支部連会長のあいさつのあと、林田健会員の乾杯により懇親会が開会され、なごやかな中、歓談がおこなわれ、蓮池清志顧問の中締めにより終了した。

(豊能支部 首藤裕之)

全国女性税理士連盟との懇談会

4 月 24 日に大阪キャッスルホテルにて、全国女性税理士連盟との懇談会をおこなった。

双方の出席者の紹介の後、女税連側の説明があり、女性では唯一の税務専門家集団として、租税制度や関連法規に関する研究などをおこなって活動していることが紹介された。その後、各部の役員がそれぞれの役割の中での活動を詳しく説明した。

続いて、長谷川幹事長より税政連の活動について近税政の現状と必要性をお伝えするとともに、近税政に対する会員の関心が十分に高まっていない現状や会費収納率などについて説明をおこなった。

互いの団体がどのような活動をおこなっているのか、双方が知らない部分もたくさんあり、それぞれの活動を理解する有意義な懇談となった。



【懇談会出席者】

【全国女性税理士連盟】

前列中央から左へ、前岡照紀西日本支部支部長、山本佐代子副支部長、安下ひろみ副支部長、後列中央から左へ、水田裕子組織部長、今中明子税制特別委員長、宮本典子研修部長

【近畿税理士政治連盟】

前列中央から右へ、那須弘敬会長、田達満副会長、相内隆作副会長、後列中央から右へ、長谷川隆史幹事長、吉田智代副幹事長、山本敬三副幹事長

税政連 Q & A

～税政連活動の正しい理解のために～

税政連の必要性

Q. 税政連はどうして必要なのでしょう？

A. 税理士会は税理士法により建議権が認められています。この建議権に基づいて税理士会は税制改正などの要望を行います。しかし、税理士会は税理士法に基づく強制加入の特別法人であり、政治活動を行うには制限があります。そこで、税理士会に代わり、その活動を行っているのが税政連です。あわせて、税政連は「税理士の社会的地位の向上」や「税理士制度の発展」をめざして活動を行っている団体です。

陳情活動の必要性

Q. どうして、陳情活動が必要なのでしょう？

A. 税制改正や税理士法改正など、法律は国会において審議され、立法化されます。そのため、税理士会の意見が法律に取り入れられ、より良い制度にするためには、立法府の構成員である国会議員等に対して陳情活動を行わなければなりません。あるべき税制の実現、税理士制度や税理士の権益に関連する問題について税理士の立場から政治活動を通じて解決を図るためには、税政連の陳情活動は不可欠なのです。なお、税政連は、一般的な政治的主義や主張を実現しようとする政治団体ではありませんので、いわゆる政治献金は行っておりません。

税理士の要望を伝えるために

Q. 税政連の主な活動はどんなことですか？

A. 税政連の主な活動は、税理士会の方針に沿って、政党や国会議員等に働きかけを行うことです。これらの働きかけの効果を高めるために国会議員等の選挙において推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことも前述の陳情活動とともに重要な施策の一つです。

また「税理士による国会議員等後援会」を結成し、当連盟の目的達成のために国会議員等と常日頃から接触し、国会の情勢や生の政治の動き等の情報を得ると同時に、われわれの要望を十分伝えて理解を得る活動を行っております。

税政連活動の成果

【税制改正に関する成果（令和8年度税制改正）】

- ・インボイス特例の延長
- ・少額減価償却資産等の取得価額基準の引上げ

【税理士法改正に関する成果】

- ・税理士の業務のICT化推進の明確化（令和4年改正）
- ・公認会計士に係る資格付与の見直し（平成26年改正）
- ・税務訴訟に関し、裁判所において補佐人となる制度の創設（平成13年改正）

税政連は税理士会の要望を実現するための組織です

税理士制度発展募金(令和7年度)

ご協力に感謝いたします

令和7年7月1日～令和8年6月30日まで
に、以下を含め483人の会員先生方にご協力
いただきました。厚く御礼申し上げます。

【東支部】

池原 保三
泉 洋平
岩倉 一二
植木 心一
梅崎 道夫
榎崎 洋
大西栄三郎
大西 英樹
大森 肇
加藤 正親
川城 明彦
岸部 輝一
北川 茂実
清澤 由己
日下 敏彦
楠 知典
黒磯 洋介
小山 史郎
佐味登喜雄
志賀 恒元
瀬川 昇
添田 訓嗣
高橋 秀樹
竹原 重光
田中 和雅
田村 守
那須 活也
藤田 洋
藤原 智
増田 和彦
松原 博吉
森 喜和
文字 和毅
吉竹 慶次
四井 賢一

【西支部】

明石 智次
柏木 英樹
齊藤 隆示
谷口喜久雄
津田 海人
富永 友喜
細川 詠史
吉栖 照美
吉村 政勝

【港支部】

大道 和裕
岡 訓範
小林 慎一
西村 典雄

【南支部】

秦 雅彦
大坂 雅己
奥田 順
奥田 恭久
木原美津恵
小林 英夫
笹田 淳
平 剛史
武田 誠次
田 雄一郎
平井 慶一
文山 幸子
森川 優
山科治三郎
吉田 太三
若林日出紀

【浪速支部】

岩橋 一好
栢木 達男
檜垣 典仁
藤原 伸彦
夫馬 竜司
古川 貴博
三腰 信幸
森 英雄

【北支部】

石岡 俊和
川北 光博
川崎 哲之
木原 義和
久保 良介
小山 和人
笹川 大介
佐藤 眞治
柴崎 光徳
下山隆一郎
城下 弘之
高田 秀子
武智 寛幸
那須 弘敬
廣尾 大輔
前嶋 輝哉
松本 亨
米満 祥典

【福島支部】

小泉 丹二
中村 忠司
大野 修
木下 尚一

【西淀川支部】

木下 泰三
坂本 善哉
佐藤 裕之
鯖戸 正造
田中 豊和
中川 猛
西田 隆郎
野津香代子
福田 平司
前川 武政
味舌 啓之
松下 隆信
八木 昭
八木 春作

【東淀川支部】

仲田むつみ
中村 靖弘
山本多通男

【旭支部】

旭 輝明
天野香鶴子
今村 亮彦
上田 実
新田 博之
松井 光浩
松井 良枝

【城東支部】

池之本和哉
尾崎 浩文
前野 雄輝
宮本 俊弘

【枚方支部】

海老原智子
大森 正
大森布実子
竹内 正
竹原 正和
中谷 廣一
橋本 光世
林 武
平田 義明
米倉 俊徳
渡邊 清治

【門真支部】

寺澤 昭洋
中野 喜文
山岸 潤二
中野 喜文
山岸 潤二

【天王寺支部】

石原 健次
稲田 繁

【八尾支部】

今井 基剛
上西左大信
鎌倉 邦裕
後藤 敬介
坂口 明久
嶋仲 直隆
妙中 茂樹
田部 純一
辻本 好広
中尾 隆彦
南口 華恵
濱田 靖宏
本谷 隆志
山崎 和裕
山田 裕一
山本 敬三
脇阪 説男

【堺支部】

東 俊夫
井上 宗保
大谷富太郎
柴田 正吉
高澤富士子
中村 賢一
中谷 潤
八文字正裕
宮前 雅典

【生野支部】

植村 尚美
奥野 佑樹
瀬戸 繁治
道野 充宏
若原 國宏

【阿倍野支部】

奥野 佑樹
瀬戸 繁治
道野 充宏
若原 國宏

【東住吉支部】

荻堂 直樹
地久里昌廣

【西成支部】

小倉 文彦
西岡 祥典

【住吉支部】

辻 正人
田 達満
西田 豊
真鍋 光廣
大和 司

【富田林支部】

井島美由貴
稲次 啓介
植村 知郎
公原 博之
段野 隆弘
濱 幸一
村上 健

【東大阪支部】

大井 岳平
尾中 寿
嶋田 薫
永井 成武
濱田 明久
平野 恵俊

【八尾支部】

山口 秀秋
弓手 宏亮
弓手 有香
吉田 信次
米満 信昌

【八尾支部】

小柳 徳夫
田中 資生

【堺支部】

東 俊夫
井上 宗保
大谷富太郎
柴田 正吉
高澤富士子
中村 賢一
中谷 潤
八文字正裕
宮前 雅典

【泉大津支部】

大西 博己
岡野 彩可
笠井 慎五
原 正人
森永 正樹
山口 茂

【岸和田支部】

清原 正治
坂口 和代
田口 誠
藤原 博文
山田 晴彦

【泉佐野支部】

河野 光宏
紺谷 哲夫
坂本 博文
田中 洋
根来 和夫
昼馬 義宏
松浪 武久
和中 信隆

【茨木支部】

安達 正八
伊月 圭子
神園 兼治
神山 昌子
川中 雅人
笹原 克重
太尾田 博
谷井 肇
坪井 佑太
土井原弘司

【吹田支部】

赤塚 雄一
勘場 義明

【豊能支部】

上野 弘之
衛藤 雄次
沖名子祐光
荻野眞由美
倉田 晃
坂口 昇龍
座間 昭男
首藤 裕之
鶴田 晃宗
平山 高明
与北奈須夫
和田 浩孝

【上京支部】

東 紘太郎
大澤 哲夫
小倉 毅
近藤 明夫
鹿野 幸裕
三宅 崇史
室谷 澄男
矢田 善久

【中京支部】

上前 孝晴
土井 充
樋口ほあき
松永 幸大

【下京支部】

岩谷 康大
海来 美鶴
榎 和哉
岡本 正
神緒 美樹
川端 雅彦
北尾 剛久
小島 昭
富村 将之

【右京支部】

浪花 隆司
橋本 清治
俣野 剛
藪 壽人

【左京支部】

井上 雅之
岩崎麻璃亜
岡本 理博
國場 淳
船越 善博

【伏見支部】

北村光一郎
谷口 太郎
原 謙介

【東山支部】

倉重 由幸
作見 藏市
中谷 隆夫

【宇治支部】

植田 順
杉田 徳行
大高 友紀
小泉 彰孝
本西登志子
湯浦 正信

【園部支部】

上野 剛司
船越 成人

【福知山支部】

川瀬 明
山添 謙三

【宮津支部】

平田 保則

【神戸支部】

相内 隆作
赤松 健二
岡本 浩明
沖村 朝之
久保 信浩
壽 信明
佐野 賢一
高橋 信雄
永野 卓美
西馬 正義
森崎 俊輝
吉田 文昭

【灘支部】

桑原 幸司
高次 利彰

【兵庫支部】

高見 悟
長谷川隆史

【須磨支部】

倉島 吉男

【明石支部】

池内 孝匡
小倉 敏郎
船造 幸雄

【西宮支部】

浦濱 勇
岡田 尚士
阪田 稔
永田 清行
村田キヨ子
横山 文彦

【尼崎支部】

植村 和弘
唐澤 康雄
辻子 房子
野村 佳生
藤井 英樹
森川 幸敏
山根 博

【伊丹支部】

泉 和子
伊田 憲司
岡田 彰徳
炭谷 徹
林 文彦

【姫路支部】

板倉 宏行
一ノ瀬修造
石見 健三
河本 勝英
後藤加代子
小林 雄介
坪田 昌彦
中野 真
中畑 昭一
中水 一成
松岡 宸宏
山本 清輝

【社支部】	岩田 守生	森田 務	高田 雅信	前 進久	小川 宗彦	阪口 倫造	【彦根支部】
下飯屋 守	景山 良一	森田 洋平	【和歌山支部】	宮下 智之	織戸 英信	東郷 修	野坂 喜則
下山 仁	柴田 順子	山本 智美	鵜島 幸夫	【粉河支部】	金子 紀行	増井 常夫	【長浜支部】
吉田 稔	新屋 珠美	【葛城支部】	大住 文夫	森村 透	久保 直己	吉川 孝二	古澤 宏之
【龍野支部】	岡司 節生	田中 俊男	木村 雅彦	【御坊支部】	中西 知行	【水口支部】	
柴原 恵一	武野 勝文	辻井 賢博	小西 里枝	佐竹 節夫	八幡 知行	上杉 恵一	
馬場 智久	多田 善治	森村 博史	西岡 義高	【田辺支部】	【今津支部】	【近江八幡支部】	
【相生支部】	徳久亮太郎	山本 眞市	西川 悦史	光吉 敏郎	河原田新市	上野 安德	
難波 旦慎	西口まゆり	山本 康貴	額田 朋子	光吉 直也	小畑 雅人	大塚 浩司	
【奈良支部】	森田 正	【桜井支部】	堀 博充	【大津支部】	【草津支部】	山本 尚平	

※随時募金を受付しております。振込方法など詳細につきましては、同封の別紙「税理士制度発展募金へのご協力のお願い」をご覧ください。

第4回 写真コンテスト 応募締切のお知らせ

第4回「写真コンテスト」は、6月26日をもって作品応募を締め切らせていただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

審査結果の発表、表彰式等につきましては、9月中旬を予定しております。

また、入賞作品は、9月4日(金)の第60回定期大会会場に掲示し、令和9年新年号に掲載いたします。

近畿税理士政治連盟

第60回定期大会

日時：令和8年9月4日(金) 13時～

場所：帝国ホテル大阪

※第60回を記念した講演を開催します。別途同封のご案内をご覧ください。

今年 6 月、無事に古希を迎えることができました。若い頃は、70 歳と云えば超高齢者でよぼよぼの「おじいさん」と思っておりました。歴史上の偉人、信長、秀吉、信玄などよりも長生きしましたが、気持は 50 代のつもりで日々過ごしています。しかし、学生時代の友人は、経営者を除いて、65 歳以降は皆さん隠居生活をしており、旅行に行ったりして楽しんでいるみたいです。私は、税理士という仕事柄、老け込むわけにもいかず、健康に留意して、とりあえず、家康の 75 歳まで病気をせずに、頑張っていきたいと思います。(枚方支部 平田義明)



自分のこれからのささやかな目標をノートに書きだしてみた。すぐに達成可能なことから、少し難しいことまで、意外にも色んな分野にわたりこうしたいと思っている自分が明らかになり、達成したいとやる気が出てきた。この目標を達成するために何をすればよいか、ノートへの書き込みは進む。目標は必ず達成できると信じて、失敗してもできることから小さい努力をコツコツと積み重ねることにより、小さい成長に喜びを感じ、次への挑戦の土台としたい。

(東山支部 西澤小百合)

平成 28 年秋から夫婦で登山を始めてこの秋で 10 年になります。自然林が多く植生する山は季節によって異なる表情をみせてくれ、季節ごとの美しい景色を堪能することができます。おかげで登山中は仕事や雑務が頭をよぎることなく、熊の心配がなければ至福の時間を過ごすことができます。今年の GW は栃木県的那須岳・男体山に登り日本百名山 60 座目の登頂になりました。還暦も過ぎていきますので、体調と相談しながら仕事と登山を両立させ、少しでも長く続けたいと思います。

(尼崎支部 百合草裕康)

近税政本部のうごき

- 全国女性税理士連盟との懇談会 (4 月 24 日)
- 第 2 回 60 周年記念事業特別委員会 (Web 会議)
(6 月 17 日)
- ・第 60 回定期大会における記念講演について
- ・会員研修会の講師および概要について 他
- 第 1 回広報委員会 (7 月 3 日)
- ・機関紙第 279 号 (8 月号) の編集に関する件
- ・機関紙第 280 号の編集企画に関する件 他
- 財務・組織合同委員会 (7 月 15 日)
- ・第 60 回定期大会の開催に関する件
- ・財務状況について 他
- 政策・国対・後援会対策合同委員会 (7 月 15 日)
- ・第 60 回定期大会の開催に関する件 他
- 第 1 回正副幹事長会 (7 月 21 日)
- ・第 60 回定期大会の開催に関する件 他
- 第 1 回幹事会 (7 月 21 日)
- ・第 60 回定期大会の開催に関する件 他
- 第 1 回総務会 (7 月 27 日)
- ・第 60 回定期大会の開催に関する件 他

最新情報はホームページにアクセス!

近 税 政

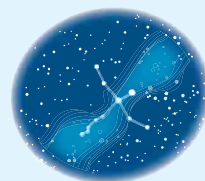
検 索

または <https://kinzeisei.jp/> へ

.....
会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

銀河系

インボイス



第 4 回写真コンテスト

は新たにデジタル部門を設けて募集したところ 40 点近い応募をいただき成功裏に終了した。ありがとうございました。

さて、来年 4 月から飲食料品の消費税率を 1 % に下げると「中小農家の手取りが全国で 3,000 億円減少する恐れ」との新聞記事を見た。「免税事業者」なら「販売時に得た税金が全て手元に残る」が「飲食料品の税率が下がると税金分が減って収入が落ちる一方、支払う税金は変わらないため生産者の手取りが減る」らしい。インボイス制度導入時から免税事業者は、売上請求書で消費税を請求することはできないので、仕入時に負担した消費税は本体価格に織り込むよう指導してきた立場としては、インボイス制度が適切に理解されていないことにやるせなさを感じる。制度を運営する行政とともに、正しい制度理解を浸透させる政治力が大切だと思う。(奈良支部 西口まゆり)

／ ご存知ですか？ ／

神戸税協組合員のトク・トク・トク！

特典
いっぱい

知って
納得

使って
お得

- 業務に役立つ書籍の割引購入を斡旋しています。
- 神戸税協独自の研修会にご参加いただけます。
- 提携企業の商品・サービスの優待割引をご利用いただけます。
- 関与先に共済制度や不動産の紹介を行うと、手数料を受け取れます。
- スポーツ観戦・観劇・イベントなどを割引価格でご利用いただけます。
- 配当金を受け取れます。(年度によります)



神戸税理士協同組合

〒651-0086 神戸市中央区磯上通4丁目2番22号
Tel.078-262-6621 Fax.078-262-6641

ホームページでも
検索できます ▶▶▶



<https://www.kobe-zeikyo.net>

大阪・奈良税理士協同組合からのお知らせ

共済制度のご案内

ご加入または関与先様等ご紹介で契約いただくと、
紹介事務費をお支払いいたします！

中小企業 退職金共済制度

中小企業のための、国の退職金制度
働くみんなに、大きな安心

中小企業退職金共済制度の4つのポイント

- ① 新規加入時に、掛金の一部を国が助成
- ② 掛金は全額非課税
- ③ 社外積立だから管理もラクラク
- ④ パートタイマーや家族従業員も加入OK

経営セーフティ 共済

(中小企業倒産防止共済制度)

取引先が突然、倒産・・・
そんな「もしも」に備える安心のセーフティネット

経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

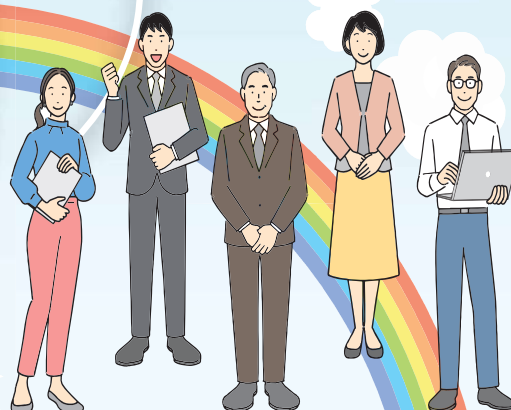
- ① 無担保・無保証人で、掛金の10倍
(最高8,000万円)まで借入れ可能
- ② 取引先が倒産後、その事業者との
取引確認が済み次第すぐに借入れできる
- ③ 掛金の税制優遇で高い節税効果
- ④ 解約手当金が受け取れる

小規模企業 共済制度

将来の備え&節税
今日からおトク、未来もナットク

小規模企業共済制度のおトクな3つのポイント

- ① 掛金は加入後も増減可能、
全額が所得控除
- ② 共済金の受取りは一括・分割
どちらも可能
- ③ 低金利の貸付制度を利用できる



お問い合わせ

(株)日税サービス (阪奈税協事務委託先) TEL.06-4794-0071

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号 ACN天満橋ビル5階